

鑑札を渡し、此の札持の者共をば札持乞食と呼びけり。非人頭死する時は、代りを札持乞食の中より人撰し、跡役申付る例也。但し後々は、其の子有之者は親の跡役申付る事と成り、非人頭は世々相續せり。扱右非人乞食共は、加賀・能登・越中の貧民共にて、異種徒には無之、無宿者にて、犀川・淺野川の橋上、或は川原、或は門下等に打臥し居たる者をば、非人頭より原籍等取糺し、穢多・隠坊等の異種徒にても無之事實判然之者をば、笠舞村及び中村柳原并に淺野中嶋村三ヶ所の非人小屋へ入れ、乞食札を相渡し、札持乞食とす。此の者共追々力付き次第、右三ヶ所にて小屋掛ヶ爲致、小屋持乞食となし、妻子相續するに依りて、三ヶ所共追々戸數相増し、今日の体裁とは成りたり。故に寛政三年九月、舊藩執政席の詮議書にも如左記載あり。

一、札持乞食は非人垣内居住之者に候故、妻子等所持仕候歟、又は二代目には本之平人に立戻申儀不爲仕流例に候へども、相當り不申儀与奉存候旨。左候はゞ以來平人札持乞食に相成候分は、妻子等所持仕候而、平人之趣に取扱、指障有之之間敷哉之事。

此儀數十年來之流例には御座候へ共、由緒有之者に而も、零落仕非人に落行き申儀、不便成物に奉存候。併是迄之分は、右流例之通被成置、當時二代乞食之外、獨身に罷在候者、又は妻子引連非人に罷成候者共、一代之分相糺、筋目も相知申者は撰出、暨以來ヶ様成零落之者共も筋目相糺し、御助け小屋へ入候様に被仰渡、往々其出生所へ立戻候様仕度奉存候。尤ヶ様一先づ御救之上、右ヶ所を逃去申位之者は、非人頭支配に申付、札持乞食に仕候て可然様奉存候。

右詮議書の如く、非人頭及び札持非人共は、平民籍の者共にて、貧窮に落入り無據乞食に相成ゆゑ穢多・隠坊などの類に非ず。和訓葉に云ふ。俗に乞食をひんといふは、貧人の義なり。非人の義に非ず。貧窮の家をひがふるといふも、飢火の義といへど、貧の音なるべし。梵書に如人行惡名曰非人。とあり。といへり。平次按ずるに、非人は異種徒の惣名なるべし。されば平人の困窮して乞食する者共を非人といふは、其の實貧人を惡みて呼びそめたるならん。和名抄に、列子云、齊有貧者。常乞於城市。乞兒曰、天下之辱

莫過於是。とあり。但し平人をば非人と稱するも、いと上代よりの事なりけん。續日本後紀に、承和九年秋七月庚申、罪人橋逸勢、除本姓賜非人姓。流於伊豆國。嘉祥二年冬十月丙午。有勅賜非人逸勢男龍劔、實山等本姓聽入京。とありて、橋逸勢が一族をも一時非人の姓を賜はりしなり。姓はその族名なれば、則ち今いふ非人の稱號に似たり。されば非人は、乞兒の一名の如くなりしゆゑに、吾が金澤にて乞食共を非人と呼び、その取締人をば非人頭と稱せしにや。但し此の名目は他國・他縣下にも同やうなりしゆゑに、明治四年八月諸府縣への布告に、如左御達あり。穢多・非人等之稱被廢候條、一般民籍に編入し、身分・職業共都て同一に相成候様可致取扱。尤地租其外除錮の仕來も有之候はゞ、引直し方見込取調、大藏省へ可伺出事。

辛未八月廿八日

太 政 官

右御達書に付き非人の名稱を廢し、民籍を一般の平民となし、金澤市中其の意に任せ移轉・居住等勝手次第となりたり。故に各、商業に有付き、市街乞食の儀を禁止せらる。按ずるに、此の淺野中島の非人は、承應元年初て此の地に

居住を許され、今明治四年に至り、其の年間凡二百二十年にて、維新の良辰に當り非人の汚名を除かれしかど、其の以來貧苦にせまりし者共なるがゆゑに、淺野・笠舞・柳原共に、在來の体裁にて、却りて貧窮を極めたりといへり。

○淺野隱坊町

此の地は舊藩國初以來異種徒の居住所にて、非人町と其の地を接せり。此の異種徒をば、藤内とも隱坊とも呼べり。故に世人淺野隱坊町と稱し來り、淺野中嶋の村地なりしかど、其の初て居住所となりし年曆等の事は、未だ詳かならず。然るに明治四年八月の御達に依りて、隱坊町の名稱を廢止し、非人町と共に、淺野新町と更に町名を立て、金澤市中へ屬せしめられたり。

○藤内隱坊之來歷

藤内・隱坊は同一の名目にて、一種の異種徒也。金澤市街童幼の俗諺にも、とうない・おんぼうとて異種徒の第一とす。いにしへより藤内・隱坊とて兩稱ありし事知られけり。また異種徒のもの數種ある中にも、藤内・隱坊は殊に穢れの甚敷ものとなしたり。是火葬場の茶毗の事を専らとなし、死